

令和元年度 第5回  
北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会  
並びに北杜市地域包括支援センター運営協議会 次第

令和2年3月26日(木)  
9:30~11:30  
於 市役所 西会議室

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名人選出
4. 議題

(1) 第6次ほくとゆうゆうふれあい計画について

- ① 各調査報告書
  - ② 委員からの意見と対応
  - ③ 地域密着型サービス事業所連絡会議の報告
    - ・ サービス提供体制
    - ・ 独自施策(指定基準等、条件付加、独自報酬)
    - ・ 介護人材の確保
    - ・ とりまとめた提言
  - ④ とりまとめたに向けた議論
- (2) 地域包括支援センター事業について
- ① 介護予防ケアマネジメント委託契約
- (3) その他

5. 閉会のことば

○次回の予定(案) 令和2年6月上旬開催予定

- ・ 第6次ほくとゆうゆうふれあい計画について
- ・ 地域包括支援センター事業について
- ・ その他



## 各調査報告書について

### ○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・ 一般高齢者、総合事業対象者、要支援1・2の3,000人を対象としたニーズ調査は、2,157件（回収率71.9%）の回答があり、集計・分析を行い、報告書が完成しました。
- ・ 調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録し、本市のデータの経年比較や他地域のデータとの地域間比較を行うことを想定しています。また、市内の地域別分析を行うことも想定しています。
- ・ 報告書をもとに、地域課題の解決に向けた施策を計画に反映させるため、策定委員会において議論を重ねてまいります。

### ○ 在宅介護実態調査

- ・ 在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている高齢者600人（回収率100%）を対象に、更新・区分変更申請時に訪問調査員の聞き取りにより在宅介護実態調査を実施し、集計・分析を行い、報告書が完成しました。
- ・ 報告書をもとに、本人の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の両立を支えるためにどのようなサービスが必要であるか検討するため、策定委員会において議論を重ねてまいります。

### ○ 介護事業所アンケート調査

- ・ 市内の介護事業所53事業所（回収率75.5%）を対象に、介護事業所調査を実施し、集計・分析を行い、報告書が完成しました。
- ・ 報告書をもとに、経営状況や人材確保、サービス提供体制（基盤整備）の方針等について、地域課題の解決に向けた施策を検討するため、策定委員会において議論を重ねてまいります。

## 委員からの意見と対応

### (1) 日常生活圏域設定見直しの対応と設定について（第4回策定委員会）

- ・ 意見 課題の語句を修正してはどうか。
- ・ 対応 「地域密着型サービスは、圏域ごとのバランスを考え整備を進めていきますが、本市全体では必要なサービスであっても、既に整備済みの圏域に新規事業者の参入を認めることは難しいです。」に修正しました。

### (2) 地域包括支援センターの変更とスケジュールについて（第4回策定委員会）

- ・ 意見 3職種の員数は計算上、令和7（2025）年の推計高齢者数になっても変わらないという一方で、センターの機能を強化していくというが、人員体制を増員する必要はないのか。
- ・ 対応 人員体制の説明に、「3職種はそれぞれ必要最小限（3人）の限られた人員の中でチームアプローチによる支援を行っていきますが、業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、可能な限り計画作成者（ケアプランナー）が担える体制に整えていきます。」を加えます。

# 委員からの意見と対応

## 日常生活圏域設定見直しの対応と設定

### ○ 課題

- ・ 地域密着型サービスは、圏域ごとのバランスを考え整備を進めていきますが、**本市全体では必要なサービスであっても、既に整備済みの圏域に新規事業者の参入を認めることは難しいです。**
- ・ 現状、圏域数とセンター設置数の整合が図られていません。

### ○ 論点

- ・ 圏域見直しによる利用者等への影響を最小限に抑制するためには、どのような方法が考えられるか。

#### 委員からの主な意見

- ・ 現在、2圏域である中で、別の圏域でのサービス利用について、不利益が出ているかもしれない。
- ・ 逆に1圏域になることで不利益を被ることがあるのかどうか。
- ・ 1圏域になることで、市民であれば圏域をまたいでも利用できるのがメリットなのかどうか。

### ● 対応と設定

- ・ 圏域数とセンター設置数の整合を図るため、圏域数を2圏域から1圏域として設定します。
- ・ 市全体を1圏域として考えると、利用者は立地している様々な介護サービスを一体的に活用することができます。
- ・ 介護基盤整備については、地域密着型サービスの参入が促進される効果が期待されます。
- ・ 地域密着型サービス事業所において、市全体での利用者支援に繋がります。
- ・ 市民のサービス利用のあり方も含めた地域特性を踏まえながら、多様なニーズに対応した介護基盤整備に努めます。

## 地域包括支援センターの変更とスケジュール

### ○ 人員体制

- ・ 法令や市条例等により、ひとつの地域包括支援センターが担当する区域における65歳以上の高齢者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとなります。
  - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
  - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
  - (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人
- ・ 平成31年4月1日現在、65歳以上の高齢者数17,745人に換算すると、次のとおりとなります。
  - (1) 保健師その他これに準ずる者 3～6人
  - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 3～6人
  - (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 3～6人※令和7（2025）年の推計のとおり、高齢者数が18,007人となっても、計算上、3職種の員数は変わりません。
- ・ これを踏まえ、高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに対する人員体制を業務量に応じて適切に配置していきます。
- ・ **3職種はそれぞれ必要最小限（3人）の限られた人員の中でチームアプローチによる支援を行っていますが、業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、可能な限り計画作成者（ケアプランナー）が担える体制に整えていきます。**
- ・ さらに、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、センターの役割に応じた人員体制の強化していきます。

# 北杜市地域密着型サービス事業所連絡会議

- 市が保険者機能を発揮し、地域密着型サービス事業所と一体となって、高齢者の自立支援・重度化防止等に資する施策に更に取り組を進めることが必要。
- このため、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、指定基準等の設定、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から、地域特性を踏まえ課題解決に向けた検討を行うため、連絡会議を開催。
- 具体的には、介護保険事業計画策定委員会において議論に必要となる実効性ある政策を提言する。(第6次ほくとゆうゆうふれあい計画の計画期間は令和3年度から令和5年度の3年間)

## 北杜市地域密着型サービス事業所連絡会議

- 市（保険者）が開催
- 地域の状況の変化に応じた対応を検討
  - ①質の確保 ②運営評価 ③指定基準等の設定 ④指定及び指定拒否
  - ⑤介護報酬の設定 ⑦各事業所のサービス提供状況について報告などを行う。

地域特性・課題の把握

論点整理

政策提言

介護保険事業計画策定委員会で議論

第6次ほくとゆうゆうふれあい計画への位置づけ

○保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1) 地域密着型サービス

**指標** 地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。

**趣旨・考え方** 地域の状況の変化に応じた対応を推進するため、点検の取組を評価するもの。

# 地域密着型サービス事業所連絡会議の報告

## ○ 趣旨

- ・ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価、指定基準等の設定、その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から、地域特性を踏まえながら課題解決に向けた検討を行い、第6次ほくとゆうゆうふれあい計画策定委員会において、議論に必要となる実効性のある政策を提言するため、北杜市地域密着型事業所連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものであります。

## ○ 経過

- ・ 連絡会議を令和2年2月4日（火）に開催し、市内14事業所中、10事業所が出席しました。
- ・ まず、第4回策定委員会において方針決定した、「日常生活圏域の設定」と「地域包括支援センターの変更」について報告しました。
- ・ 続いて、策定委員会において議論に必要となる政策提言を行うため、次の論点について議論しました。

## ○ 論点

- ・ サービス提供体制（介護基盤整備）について、どのような方針が考えられるか。
- ・ 地域密着型サービス事業所の指定基準等について、どのような独自施策が活用できるか。
- ・ 指定の際に条件を付す場合の当該条件について、どのような独自施策が活用できるか。
- ・ 報酬設定について、独自報酬が活用できるか。
- ・ 介護人材の確保について、どのような施策が考えられるか。
- ・ 地域密着型サービス事業所のサービス提供状況について、どのような運営評価となっているか。

# 地域密着型サービス事業所連絡会議の報告

## 事業所からの主な意見

### ①サービス提供体制

- ・ 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）は空きがなく、待機者数が多い。認知症が今後増える中、グループホームを充実させる必要があるのではないか。
- ・ 通いを中心とした短期間の宿泊や自宅への訪問（介護）に加え、看護師による訪問（看護）も組み合わせた体制の看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）は、地域包括ケアには重要なサービス。現状、高根町清里に1事業所のみで移動に時間を要するため、他の地域にあればもっと市民のためになるのではないか。
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回」という。）は、定期的な巡回や随時情報への対応など、24時間365日介護と看護を組み合わせた体制で、地域包括ケアには重要なサービス。地域医療構想と関連して将来的に医療ニーズのある在宅療養者の増加が予測される中、介護の受け皿が必要になってくる。現状、採算面は厳しく、件数を増やそうとすると職員体制が苦しい。しかし、定期巡回はなくてはならないサービスであるため、市内にもう1箇所あると良いのではないか。
- ・ 高齢者のハザードマップ的なものを作成し、足りないサービスを見極めて整備・充実することが望ましい。

### ②独自施策（指定基準等）

- ・ 基準緩和（基準該当サービス）、指定拒否（総量規制）、報酬単価引き下げについて、意見は特段ありませんでした。

### ③独自施策（条件付加）

- ・ 別冊参照指標サービス提供体制4ページ右表、要支援・要介護者1人あたり定員（通所系サービス別）をみると、すべてのサービスが構築されているが、サービス提供があまりにも不足している地域があるため、地域偏在を考慮して整備を進める必要があるのではないか。



## 地域密着型サービス事業所連絡会議の報告

### ④独自施策（独自報酬）

- ・ 定期巡回は、職員の移動距離が1日100km程度で、事業運営は厳しいところ。市独自の支援があれば、適正な運営が確保されるのではないかと。
- ・ 通いを中心とした短期間の宿泊や自宅への訪問体制の小規模多機能型居宅介護（以下「小多機」という。）は、地域包括ケアには重要なサービス。車両確保が困難で移動距離が制約されてしまうため、一定距離以上に要する移動費用の助成ができるかどうか。
- ・ ヘルパーがなぜ辞めてしまうかを考えると、1人で訪問する苦しさがあるのではないだろうか。例えば、2人1組で行動するなどヘルパーが安心できて定着できる手段を考え、その取組を続けていくための助成ができるかどうか。

### ⑤介護人材の確保

- ・ 新たに事業を立ち上げたい思いはあるが、職員が見つからない。人材確保施策に力を入れてほしい。
- ・ 小規模の地域密着ならでは人材確保の難しさがある。特に、欠員時のカバーなど調整に苦勞する。人材確保できる方法がないか、市と事業所が一体となって検討することが必要ではないか。
- ・ 人材確保には波があり、企業努力により定着率を高めてきたが、高齢者の増加に対して追いつかない状況で、職員も疲弊している。職員のモチベーションを上げるため、優良者の表彰制度を創設できないか。
- ・ 福祉関係の学校等に介護の魅力を伝える施策を検討してはどうか。
- ・ 資格取得に要する費用を捻出できない若者は多い。その助成だけでも大きな励みになる。北杜は魅力ある地域で、移住者も増えた。意欲ある方々を取り込むとともに、介護サービスが充実すればここに住みたい若者が増えるかもしれない。

## 地域密着型サービス事業所連絡会議の報告

### ⑥サービス提供状況

- ・ 意見は特段ありませんでした。

### ⑦その他

- ・ 別冊参照指標①サービス提供体制7ページ図表1-10をみると、在宅で訪問系のみ利用している要介護3以上の方は施設等検討していない割合が高く、入所申請割合が低くなっているが、施設利用についての周知が不足しているのではないかと。
- ・ 新規整備や増床する意向のある事業所では、資金を確保しなければならない。補助金の情報提供が必要ではないのか。
- ・ 独自報酬や基盤整備のニーズがある以上、保険料が上がっても仕方ないとする。市は保険料が県内で一番低いというが、良質なサービスと良質な人材を確保できないのであれば意味がないのではないかと。

### ○ 根拠法令等

- ・ 別冊根拠法令等独自施策参照。

### ● 連絡会議でとりまとめた提言

#### (1) サービス提供体制について

- ・ 地域の高齢者を支えるサービス基盤整備について、地域特性等も踏まえながら、適切に進めてほしい。
- ・ 主に、定期巡回や小多機、看多機といった在宅サービス、居住系サービスのグループホームが、それぞれの役割の中で地域包括ケアシステムを支えるサービス基盤であるため、整備・充実してほしい。
- ・ サービス提供のニーズに対応して、必要な整備を進めるためには、保険料の上昇はやむを得ない。

## 地域密着型サービス事業所連絡会議の報告

### (2) 独自施策（条件付加）について

- ・ 定期巡回、小多機または看多機の整備を進めるときは、公募制を活用して質の高い事業者指定を行ってほしい。
- ・ 定期巡回、小多機、看多機またはグループホームの整備を進めるときは、整備費の補助を示してほしい。
- ・ 地域密着型サービスの指定を行うにあたり、1圏域に設定した日常生活圏域では、サービス提供が不足している地域（中学校区）があるため、おおむね30分以内に必要なサービスが提供されるよう、地域偏在を考慮して整備予定地を定めてほしい。
- ・ グループホームについては、地域における認知症ケアの拠点として、認知症カフェ等の事業を行う条件を付加してほしい。

### (3) 独自報酬について

- ・ 市町村独自報酬といえば、全体の給付を引き上げる印象があるが、すべてのサービスの単位数を引き上げるわけではなく、今後、育成すべきサービス（導入段階では提供量も少ない）に対する加算であるため、とりわけ後発サービスである定期巡回（平成23年介護保険法改正により創設）については、ビジネスとして立ち上がりが厳しい場合も多いことから、参入を促進するためにも設定してほしい（小多機（先発サービス：平成17年介護保険法改正により創設）及び看多機（後発サービス：平成23年介護保険法改正により創設）も同様。）。

### (4) 介護人材の確保について

- ・ 地域の特性を踏まえ、国や県と連携しながら、人材の確保・資質の向上の取組を進めてほしい。
- ・ 多様な人材の確保、離職防止、定着促進、介護職の魅力向上、働きやすい環境の整備等の取組を進めてほしい。
- ・ ビジョンを持ってまちづくりを進めてほしい。

## とりまとめに向けた議論

### ●サービス提供体制について

#### (1) 把握された地域の実態

別冊参照指標①サービス提供体制（以下「参照指標①」という。）1ページ地域分析・検討結果記入シートの受給率に着目し、設定した仮説の確認・検証方法について、在宅介護実態調査分析結果報告書等から地域の実態を把握します。

- 1 参照指標①2ページサービスの偏りの有無をマトリクスで確認すると、在宅系および施設・居住系ともに全国平均・山梨県平均より低いため、要介護者のニーズを満たすサービスの充実が必要であること。
- 2 参照指標①3ページ図表1-1施設等検討の状況から、「検討中」もしくは「申請済み」は27.3%と一定程度みられますが、図表1-2介護度別では「検討していない」が半数以上であること。
- 3 参照指標①4ページ要支援・要介護者1人あたり定員（施設サービス別）及び5ページ人口10万人あたりのサービス提供事業所数では、広域型の介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が充実していること。
- 4 参照指標①6ページ特別養護老人ホーム申込者数調査（要介護3～5）から、在宅待機者の占める割合が59.5%と多いこと。
- 5 参照指標①7ページ図表1-4要介護度別・介護者が不安を感じる介護から、在宅生活の継続が困難と判断する重要なポイントとして「排泄」と「認知症」の2点が挙げられること。
- 6 参照指標①7ページ図表1-10サービス利用の組み合わせと施設等の検討状況（要介護3以上）から、「訪問系」のサービスを利用している方は、施設等を「検討・申請」している割合が低くなっていること。また、図表1-18サービス利用回数と施設等検討の状況（訪問系、要介護3以上）から、「検討していない」方は、訪問系の利用回数が増えていること。
- 7 参照指標①8ページ図表1-24サービス利用回数別・介護者が不安を感じる介護（訪問系、要介護3以上）から、「排泄」と「認知症」の介護の不安については、訪問系サービスの利用回数の増加とともに低下する傾向がみられることが一般的ですが、市では介護者の不安が軽減されずむしろ加重されていること。

## とりまとめに向けた議論

- 8 参照指標①9ページ図表33介護支援専門員の在籍有無別・量的に不足していると感じるサービスから、「訪問系」と「認知症対応型」が多いこと。また、介護支援専門員がいる・いないでの比較では、「短期入所生活介護」と「通所リハビリテーション」の不足感が大きいこと。
- 9 参照指標①9ページ図表34介護支援専門員の在籍有無別・今後在宅生活を支えるため市内で充足が必要と感じるサービスから、「緊急時の短期入所サービスや宿泊サービス」が多いこと。
- 10 別冊参照指標②介護人材の確保（以下「参照指標②」という。）7ページ図表39介護サービス事業を運営する上での課題から、「訪問や送迎が非効率（エリアが広い等）」であること。

### （2）対応と方針（案）

#### ① 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

- ・ 連絡会議でとりまとめた提言について、把握された地域の実態をもとに、介護支援課（地域包括支援センター含む）において、2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備について協議を行いました。
- ・ 第6次ほくとゆうふうふれあい計画（以下「第6次計画」という。）の基本理念（何を指すか・ビジョン）及び基本目標（ビジョン実現のための目標と施策）は、令和2年度において明確化していきますが、基本目標に位置付けることになる「地域包括ケアシステムの推進」では、2025年、2040年のサービス需要の見込みを踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせる整備すること重要であることを共通認識しました。
- ・ 策定委員会の議論、連絡会議の報告、在宅介護実態調査分析結果報告書及び介護事業所調査報告書から、「在宅生活の維持が難しくなっている方の生活改善に必要なサービス」を検討した結果、第6次計画におけるサービス提供体制の構築方針（案）がまとまりましたので、お示しします。なお、方針は第6次計画に記載します。

## とりまとめに向けた議論

### ② サービス提供体制の構築方針（案）

- ・ 把握された地域の実態（1）サービス提供体制について（10ページ）2、3から、地域密着型特定施設や地域密着型特別養護老人ホームの新設の必要性・優先度は低いこと。（ただし、広域型は北杜市民が優先的に入所できるものではありません。）
- ・ 把握された地域の実態（1）サービス提供体制について（10～11ページ）1、4～9から、ショートステイ・訪問系・通所系のサービスについて、それぞれ高いニーズがみられるが、個別のサービスを充実するよりも、通い・泊まり・訪問を包括的にみることができるという観点から、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を利用促進すべきではないか。
- ・ また、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、「共生」の基盤として認知症グループホームを利用促進すべきではないか。
- ・ 把握された地域の実態（1）サービス提供体制について（10ページ）の6から、中重度になっても「在宅で生活を継続できる」と考えている方は、「在宅生活の継続は難しい」と考えている方と比較して、訪問系サービスを利用しており、さらにその利用回数も比較的多い傾向にある。この多頻度の訪問系サービスの提供を実現するためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用促進すべきではないか。
- ・ 把握された地域の実態（1）サービス提供体制について（11ページ）の10から、地域偏在を考慮して整備する地域を定めること。
- ・ 一方、把握された地域の実態（1）サービス提供体制について（10ページ）の7から、「排泄」と「認知症」の介護の不安については、訪問系サービスの利用回数の増加とともに低下する傾向がみられない原因として、介護者がヘルパーをお客様として迎え入れる配慮から不安が加重されているのではないかと推察できるため、課題解決に向けて地域包括支援センターが行う介護支援専門員研修会において、利用者に対しヘルパーがうまく活用されるようケアマネジャーに指導すること。

## とりまとめに向けた議論

- ・ これらを踏まえ、令和2年度において介護事業所調査報告書40ページにある整備する意向のある事業所と協議を行うなかで、第6次計画に整備する介護サービスを記載すること。
- ・ なお、介護サービス基盤整備にあたっては、高齢化のピークや地域の実情に応じて介護サービスの基盤を維持できるよう、今後、行われる制度改正や県の介護保険事業支援計画と地域医療構想との整合を図りながら進めることが求められる。

### ③ 独自施策（案）

- ・ 介護サービスの整備を促進する制度として、公募制を活用すること。公募制により、指定する事業所数やサービス提供エリア等を設定することで、利用者の確保を支援する。
- ・ 公募をしても事業者の応募がないことを想定し、独自報酬導入の検討を行うこと。国の加算に加えて、市独自の加算を設定することを検討する。
- ・ サービス提供体制の構築方針を第6次計画に記載することに合わせ、介護サービス事業者が今後の事業戦略を検討するうえで参考にすることができるよう、独自施策についても記載すること。
- ・ 制度の活用は、令和3年度以降とすること。
- ・ なお、公募を行っていない期間に、事業所から申請があった場合、指定基準を満たしていれば指定を行わなければならない。（介護保険最新情報Vol.267「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A（平成24年3月16日）について」）

## とりまとめに向けた議論

### ○ 意見集約

#### (2) 対応と方針(案) ①～③に対する委員からの意見

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・



## とりまとめに向けた議論

### ●介護人材の確保について

#### (1) 把握された地域の実態

在宅介護実態調査分析結果報告書及び介護事業所調査報告書から抜粋した指標を、参照指標②に提示し、地域の実態を把握します。

- 1 参照指標②1ページ図表2-9就労状況別・就労継続見込みから、「問題なく、続けていける」との回答は、フルタイム勤務13.3%、パートタイム勤務14.7%となっていて、「問題はあるが、何とか続けていける」と合わせると、約7割の介護者が「就労の継続は可能」と考えていること。
- 2 参照指標②1ページ図表2-15就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護から、就労継続が難しいと感じるにしながら、「排泄」と「認知症」等について、不安に感じる割合が高くなる傾向がみられること。これらは、在宅生活を継続しながらの就労継続について、介護者が可否を判断するポイントとなっている可能性があること。
- 3 参照指標②2ページ図表2-17サービス利用の組み合わせ別・就労継続見込み（要介護2以上、フルタイム勤務＋パートタイム勤務）から、「問題なく、続けていける」と感じている割合は、「訪問系利用あり」が高い一方で、「訪問系利用なし」では「続けていくのは、かなり難しい」と感じている割合が高くなっていること。
- 4 参照指標②2ページ図表2-25就労状況別・効果的な勤め先からの支援から、フルタイム勤務パートタイム勤務ともに、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が高くなっていること。
- 5 参照指標②3ページ図表9雇用形態別・職員の性別から、「女性職員の割合」は全体で73.0%となっていて、非正規の度合いが強まるほど女性の割合が高いこと。
- 6 参照指標②3ページ図表12職種別・入職率、離職率から、「サービス提供者」と「看護職員」について、入職率より離職率が高いこと。また、参照指標②4ページ図表12から、平成30年10月1日から令和元年9月30日の1年間における指定介護サービス事業所全体の「採用者数」が「離職者数」より高いこと。

## とりまとめに向けた議論

- 7 参照指標②4ページ図表15離職者の主な離職理由から、「家庭の事情（子育て・介護等）」が多いこと。
- 8 参照指標②5ページ図表16職種別・職員の過不足の状況から、「介護職員」、「看護職員」及び「介護支援専門員」が大いに不足していること。
- 9 参照指標②5ページ図表22介護に従事する職員を募集する場合に活用している手段や媒体から、「ハロワーク」や「職員・知人の紹介」を活用している事業所が多い中、「介護事業所PR冊子」や「市就職ガイダンス」に参加していること。
- 10 参照指標②6ページ図表30雇用形態別・効果が高かった早期離職防止や定着促進を図るための方策から、「残業を少なくする、有給休暇を取りやすくする等の労働条件の改善に取り組んでいる」事業所が多いこと。
- 11 参照指標②6ページ図表31介護職員の採用・定着・育成に向けて行政に望むことから、「介護報酬の引き上げ、処遇改善支援」と「資格取得に向けた支援」を望む声が多いこと。
- 12 参照指標②7ページ図表39介護サービス事業を運営する上での課題から、「良質なスタッフの確保が困難」であること。
- 13 参照指標②7ページ図表49介護と仕事との両立支援に関して、どの程度取り組んでいるかから、「積極的に取り組んでいる」と「取り組んでいる」を合わせると、約6割の事業所が取組を行っているものの、「必要性を感じているが、取り組んでいない」事業所が2割あること。
- 14 参照指標②8ページ図表52親や配偶者などの介護と仕事との両立支援委関する制度の周知から、「特に周知していない」事業所がみられること。
- 15 参照指標②8ページ図表55保険者である市に望む支援から、「介護人材の確保に係る支援」が一番多いこと。

## とりまとめに向けた議論

### 委員からの意見（第3回策定委員会）

- ・ 居宅介護支援事業所で人材の確保が難しい状況が続いている。
- ・ 市の就職ガイダンスにおいて、介護に特化したものが実施できるかどうか。
- ・ 市のほくと就活女子会では、移住を考えている女性と話をする機会をつくって求職活動につなげているが、福祉や介護と連携して実施できるかどうか。
- ・ 介護人材確保の観点から、市独自の介護報酬加算を検討してはどうか。

### （2）対応と方針（案）

#### ① 令和2年度（第5次3年目）の取組の方向

**多様な人材の参入・活躍の促進、働きやすい環境の整備、介護現場の魅力発信等の取り組みの方策を示します。**

- ・ 介護人材の確保について、引き続き定住促進施策からアプローチするため、平成30年度から実施している「北杜市介護事業所PR事業」を実施すること。移住定住の促進においては、「みんなでつくろう、住みたい田舎づくり」をテーマに、相談窓口の充実を図っていること。移住定住の相談については、令和元年度に電車によるアクセスも良い長坂総合支所内にワンストップ窓口を設置し、受け入れ態勢を整えたところであり、令和2年度はさらに民間のノウハウを活用し、相談窓口と「合同企業ガイダンス」「雇用対策、人材育成セミナー開催事業」「就活女子会事業」などの各種就業相談と連携を強化していくことから、市内介護事業所が作成したPRチラシを市が冊子にまとめ活用するとともに、東京の「ふるさと回帰支援センター」にも配備すること。なお、方針は第6次計画に記載する（介護支援課関係）。
- ・ 市内企業と求職者のマッチングのため、「就職ガイダンス」を実施しているところ。他業種の企業が参加する中、令和元年度は介護・福祉の10法人が参加し面接を行ったが、求職者全体の1割程度の方が面接に応じている状況であるため、介護・福祉業種単独での就職ガイダンスの開催は効果が低いと考えられる。しかしながら、今後、民間のノウハウを活用し「合同

## とりまとめに向けた議論

- 企業ガイダンス」を実施することから、事業改善の効果が期待される（商工・食農課関係）。
- ・「雇用対策、人材育成セミナー開催事業」は、介護分野への就職を目指す求職者や介護事業所における従業員の人材育成に係るセミナー開催を要望したこと（商工・食農課関係）。
  - ・就活女子会事業は、企業で働く女性を集めた「就活女子サポート隊」を編成し、女子学生及び女性求職者に対し、働く魅力及びライフスタイルに合った働き方等を伝えるため、実施しているところ。介護事業所の参加を積極的に呼び掛けるとともに、事業所見学が行えるか模索するよう要望したこと（商工・食農課関係）。
  - ・新規事業として、「女性の活躍応援プロジェクト」をスタートする。この取り組みは、市内で活躍する女性を中心に「北杜市応援隊（女性活躍推進チーム）」を立ち上げ、女性の就業機会の拡大、女性リーダーの育成、発掘などについて、女性、企業、行政が一体となり「女性が輝けるまちづくり」を進めていくが、この取り組みに介護分野の参加が期待される（商工・食農課関係）。
  - ・新規事業として、「北杜市介護に関する入門的研修」を実施する。この業務は、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とし、これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施する。全日程を修了された方に修了証を発行し、介護の仕事に興味があり施設等で就職を希望される方に対して、就労に向けて支援していく。なお、方針は第6次計画に記載する（介護支援課関係）。
  - ・仕事と介護の両立を図りながら、現役世代を地域に定着させるとともに、介護離職ゼロを目指すことを目的とした雇用環境改善に取り組む。またはその取組を促進している企業や事業所を市が認定し、情報発信、求人PR、名刺印刷等に認定マークを活用していただくとともに、企業等が取り組む予防・健康づくり事業の立ち上げに対し、認証のインセンティブとして交付金を助成する制度の創設を目指していたが（介護支援課関係）、豊かで活力のある施策をより充実するため、新規

## とりまとめに向けた議論

事業として「ほくとの頑張る企業応援プロジェクト」を立ち上げ、企業交流会や商工会を通じた意見交換などを行い、企業のイメージアップや企業情報の発信、子育て、介護、食などの認定制度の創設の検討を行い、企業と行政が一体となった新たなまちづくりを進めること（政策秘書課、商工・食農課関係）。

- ・ 若い世代が、「ふるさと北杜」に住み続けたいと思う「郷土愛」が育まれる環境づくりを進めるため、中高校生が日常当たり前に感じている風景や自然、人、文化、食べ物、仕事など様々なことに、自らの行動の中で目を向け、その魅力に気づくための「きっかけ」づくりの場を目指して、長坂農村環境改善センターに「中高校生の放課後の居場所」を開設したところ。学校でも家庭でもない第3の居場所として、「ゼロからはじめる ほくとの未来ベースづくり」をテーマに掲げ、利用する子どもたちが主体的に思いを持ち寄り、将来を描く場となるような活動に、大人は「きっかけ」づくりとして関わり、子どもたちが自ら考え活動する施設を目指すことから、子どもから将来の仕事に対して求めがあれば、様々な職種の方々に訪れていただき、意見交換を行う場となることが期待される（政策秘書課関係）。

### ② 第6次計画期間における取組（案）

#### 新規人材の確保、離職の防止（定着支援）の方策を示します。

- ・ 例えば、介護の質の向上と介護職員等のモチベーションの向上を図るため、優良な地域密着型サービス事業所や優良な介護職員等に対して、市長が表彰する制度創設の必要性を議論すること（対象：市指定権限の事業所）。
- ・ 例えば、介護福祉士や介護支援専門員等資格取得を支援するため、受講料の一部または全額を補助する制度創設の有効性を議論すること（対象：市内介護サービス事業所）。
- ・ 例えば、介護職として就職する若者が、定住促進就職祝金支給事業費補助金（商工・食農課）の交付を受け、引き続き規定する期間勤務し、介護福祉士等の受験資格を取得した方へ一律補助する制度創設の有効性を議論すること（対象：市内介護サービス事業所）。

## とりまとめに向けた議論

- ・ 議論を通じ、意思決定された取り組みは第6次計画に記載することが必要である。

### ○ 意見集約

#### (2) 対応と方針（案） ①、②に対する委員からの意見

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

# 第6次ほくとゆうゆうふれあい計画策定全体スケジュール

令和2年3月18日 現在

	平成30(2018)年度					令和元(2019)年度									令和2(2020)年度																	
	6月	9月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
検証・分析・評価	第5次計画給付費などの検証等	[進捗]																														
	第5次計画事業量などの検証等	[進捗]																														
	評価指標・取組と目標の検証		■	■		■		■		■		■		■		■		■		■		■		■		■		■		■		■
	保険者機能強化推進交付金の手続き				■	■							■														■				■	
委託業者決定	仕様書作成						■	■																								
	第1回審査委員会(審査基準決定)							■																								
	プロポーザル公示								■	■																						
	第2回審査委員会(プレゼン)											■																				
実態調査	決定及び契約																															
	調査票(各種アンケート)の作成																															
	調査票発送・回収・入力																															
	集計・分析・課題等の抽出																															
現状分析	委員の意見集計・分析・課題等の抽出																															
	統計データ・資料収集・整理・まとめ																															
	給付分析データ等整理																															
	関係団体・庁内各課ヒアリング																															
計画策定	日常生活圏域の設定																															
	各種将来推計																															
	介護サービス量等の推計「見える化」																															
	介護保険料の設定「見える化」																															
	推計結果の集計(国・県)																															
	地域ケア会議・課内協議																															
	重点課題の検討																															
	計画骨子(案)の作成																															
	計画(素案)の策定																															
	パブリックコメント																															
	市長報告(意見具申)																															
	条例改正(案)・予算(案)																															
	計画書・概要版の検討・校正・確定・発送																															
策定委員会	①	②			③			①			②			③	④		⑤			①			②		③			④				

※(注)このスケジュールは計画の進捗状況等により変更する場合があります。

議会  
説明

経過は随時報告する。

議会  
説明

## 令和2年度 介護予防支援委託先一覧(案)

	法人名	居宅介護支援事業所名	事業所所在地	事業所番号
1	有限会社 榊田屋	有限会社 榊田屋	北杜市長坂町大八田6697	1941910034
2	北杜市立 介護老人保健施設しおかわ福寿の里	介護老人保健施設 しおかわ福寿の里居宅介護支援事業所	北杜市須玉町藤田787	1951980000
3	公益社団法人 山梨勤労者医療協会	居宅介護支援事業所かいこま	北杜市武川町牧原1371	1961990007
4	有限会社 ケアステーション地球人	ケアステーション地球人	北杜市高根町清里3466-397	1971000292
5	社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会	北杜市社協 あったかいご東事業所	北杜市高根町箕輪新町50	1971900145
6	株式会社 やさしい手甲府	やさしい手 北杜事業所	北杜市須玉町藤田799-1	1971900244
7	社会福祉法人 友伸福祉会	居宅介護支援事業所ほくと・ぬくもり	北杜市須玉町若神子2120-1	1971900301
8	有限会社 ほくと夢ポケット	ほくとけあポケット	北杜市高根町村山西割2044-1	1971900442
9	有限会社アルプス治療院	アルプス居宅介護支援事業所	北杜市小淵沢町上笹尾3332-2150	1971900558
10	合同会社 森のプランナー	ケアプラン白州	北杜市白州町鳥原3566	1971900574
11	有限会社 こすもす	有限会社こすもす居宅介護支援事業所	山梨県韮崎市藤井町北下條2003-4	1970900120
12	合同会社 ぱーとなー	ケアサービス ぱーとなー	山梨県韮崎市大草町若尾72-1	1970900211
13	社会福祉法人 ひかりの里	双葉在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	山梨県甲斐市宇津谷1103	1961790043
14	株式会社 介護センター花岡	居宅介護支援事業所 フラワー甲府	山梨県甲斐市西八幡3800-1	1971700404